

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 真柄建設株式会社
業者の住所 : 石川県金沢市彦三町 1 - 1 3 - 4 3
2. 競争参加停止措置期間 : 2020 年 9 月 1 5 日 ~ 2020 年 9 月 2 8 日
(2 週間)
3. 事 実 概 要 :
真柄建設(株)は、当社発注の「料金所整備下部その他工事」において、受注者側の管理体制の不備等から監督員の再三に渡る指示に従わず、粗雑工事や手続きの停滞による工期内未しゅん工などの事態を生じさせた。
4. 競争参加停止措置理由 :
真柄建設(株)が当社発注の「料金所整備下部その他工事」において、粗雑工事や手続きの停滞による工期内未しゅん工などの事態を生じさせたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止要領」別表第 1 第 4 号(契約違反)に該当するため。

<競争参加停止要領別表第 1>

措 置 要 件	期 間
1 ~ 3 略	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
4 第 2 号に掲げる場合のほか、会社発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
5 ~ 8 略	